第３次塩竈市地域安全まちづくり基本計画

（案）

（令和９年度～令和１３年度）

塩竈市

令和９年３月

第３次塩竈市地域安全まちづくり基本計画

第１章　計画の策定にあたって

１．計画策定の趣旨・・・

第４章　具体的な施策

1. それぞれの役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

(1) 市

(2) 市民

(3) 事業者

(4) 土地・建物所有者等

2. 具体的な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

(1) 意識づくり

(2) 地域づくり

(3) 環境づくり

4. 成果指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

第１章：計画の策定にあたって

１．計画策定の趣旨

本市では、市政運営の最上位計画である「第６次塩竈市長期総合計画」（以下「長期総合計画」という。）のもと、『海と社に育まれる　楽しい塩竈』の実現に向けたまちづくりを進めています。この都市像を確立し、市民が日々の暮らしに生きがいを感じるためには、その基盤となる「確かな安全・安心」が不可欠です。

しかし、少子高齢化の進展や犯罪の巧妙化、さらには、特殊詐欺をはじめとする現代的な犯罪に対し、的確かつ柔軟な対応が求められていることなど、市民生活を取り巻く環境は激しく変化しています。

このような中、誰もが安心して暮らせる社会を築くためには、「塩竈市地域安全まちづくり条例」（以下「条例」という。）の理念に立ち返り、地域が一丸となった防犯・安全対策を推進していく必要があります。

ここに、長期総合計画が目指す安全な住環境づくりを足元から具現化するため、「第３次塩竈市まちづくり基本計画」（以下「第３次計画」という。）を策定いたします。

２．安全の定義

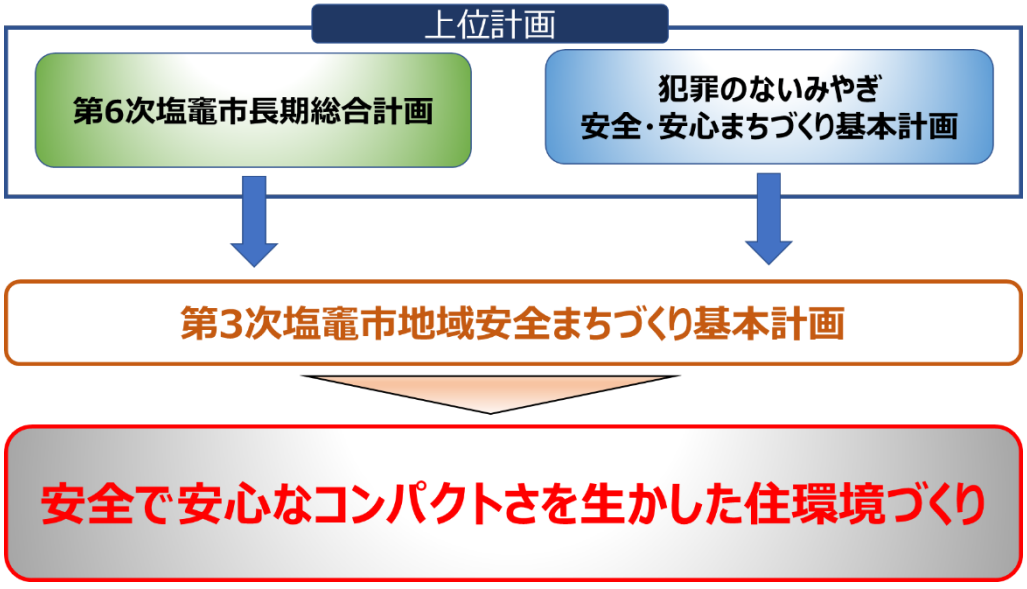
第３次計画において、安全という用語の定義は、「市民の生命、身体及び財産を危害又は損害から守ること」とします。

３．第３次計画の位置付け

第３次計画の推進にあたっては、「長期総合計画」及び「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」を上位計画として位置付け、整合を図ります。

「長期総合計画」のまちづくりの方向性に掲げる「安全で安心なコンパクトさを生かした住環境づくり」を実現するための計画とします。

【第３次計画の位置付けイメージ】



４．基本理念

市や市民、事業者などがそれぞれの責務を果たしつつ協議し、「犯罪が起こりにくいまちづくり」を推進することを基本理念とします。

【長期総合計画より抜粋】

○「まちづくりの目標」
快適で住み続けられるまち

○「まちづくりの方向性」
～安全で安心なコンパクトさを生かした住環境づくり～

○「施策の柱」
災害などに対する「強さ」と「しなやかさ」を持ち、安全・安心に生活できる都市環境づくり

５．計画の期間

第３次計画の計画期間は、令和９年度から令和 13 年度までの５年間とします。

第２章：塩竈市の治安情勢と課題

１．本市における犯罪の発生状況

（1）刑法犯認知件数の推移

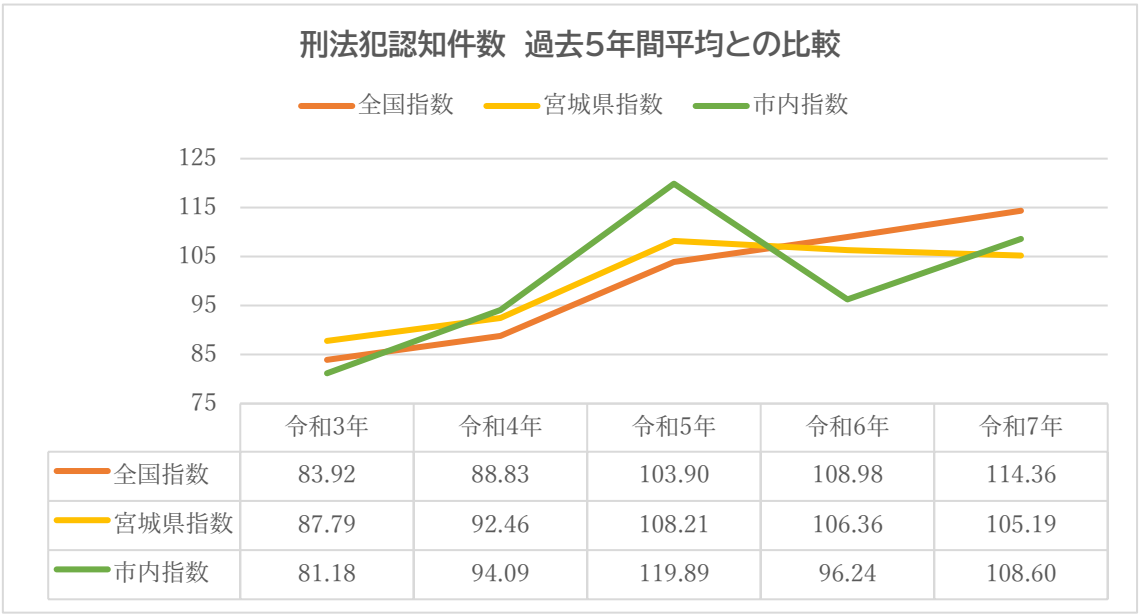
令和７年における本市の刑法犯認知件数は 202 件でした。平成 28 年をピークに減少傾向にあります。

また、令和３年から令和７年までの５年間平均件数は、186 件でした。



（2）全国及び宮城県との比較

過去５年間（令和３年から令和７年まで）の平均を基準値（100）とした本市の刑法犯認知件数の推移を全国及び宮城県と比較した場合、下記のとおりです。

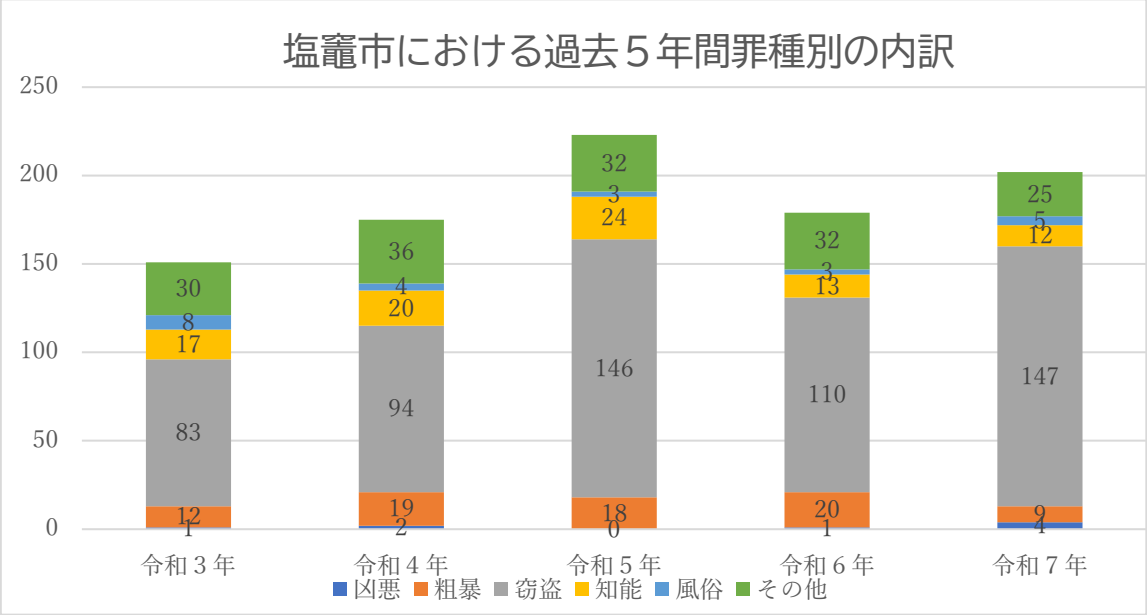


	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
全国指数	83.92	88.83	103.90	108.98	114.36
宮城県指数	87.79	92.46	108.21	106.36	105.19
市内指数	81.18	94.09	119.89	96.24	108.60

２．本市における過去５年間（令和３年から令和７年まで）の犯罪の特徴

（1）罪種の内訳

過去５年間の本市の犯罪の状況では、増減を繰り返しているものの「窃盗犯罪」がその多くを占めている状況です。

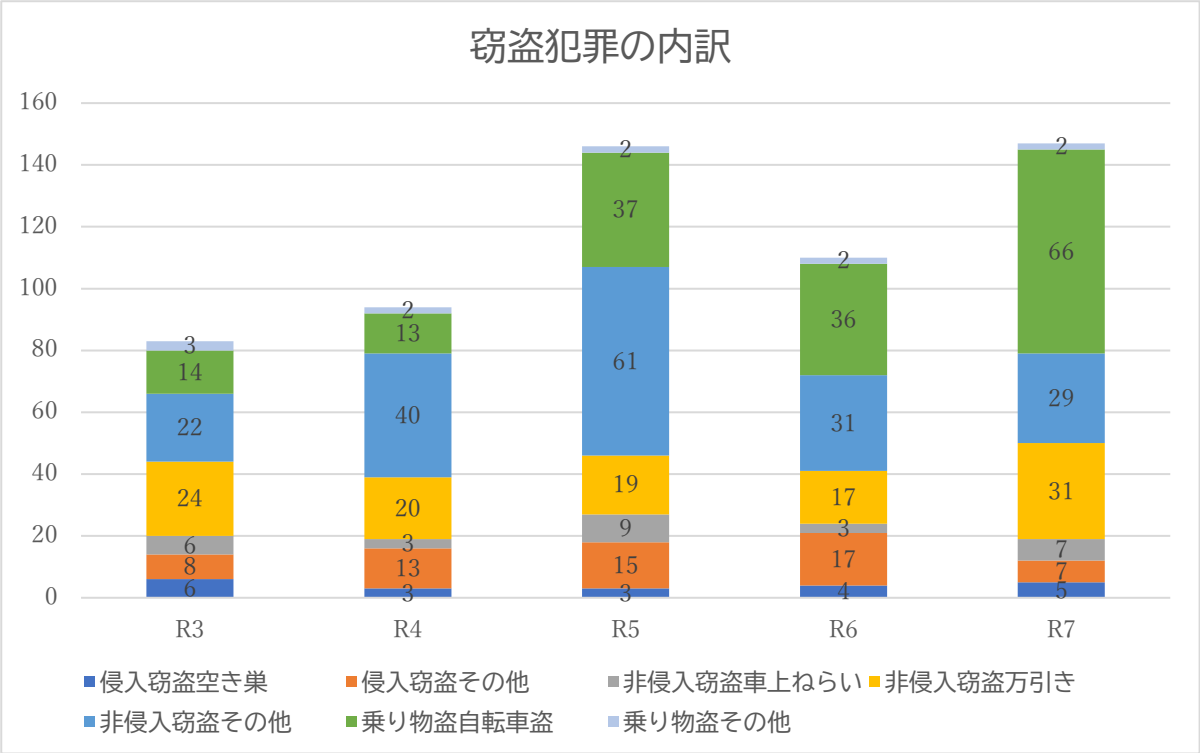


		凶悪	粗暴	窃盗	知能	風俗	その他	合計
令和３年	件数	1	12	83	17	8	30	151
	割合	0.7%	7.9%	55.0%	11.3%	5.3%	19.9%	100.0%
令和４年	件数	2	19	94	20	4	36	175
	割合	1.1%	10.9%	53.7%	11.4%	2.3%	20.6%	100.0%
令和５年	件数	0	18	146	24	3	32	223
	割合	0.0%	8.1%	65.5%	10.8%	1.3%	14.3%	100.0%
令和６年	件数	1	20	110	13	3	32	179
	割合	0.6%	11.2%	61.5%	7.3%	1.7%	17.9%	100.0%
令和７年	件数	4	9	147	12	5	25	202
	割合	2.0%	4.5%	72.8%	5.9%	2.5%	12.4%	100.0%
５年計	件数	8	78	580	86	23	155	930
	割合	0.9%	8.4%	62.4%	9.2%	2.5%	16.7%	100.0%

【罪種の解説】
①凶悪犯・・・殺人，強盗，放火，強姦
②粗暴犯・・・暴行，傷害，脅迫，恐喝，凶器準備集合
③窃盗犯・・・窃盗
④知能犯・・・詐欺，横領（占有離脱物横領を除く），偽造，汚職，背任など
⑤風俗犯・・・賭博，わいせつ
⑥その他・・・器物損壊，公務執行妨害，住居侵入，逮捕監禁など

（2）窃盗犯罪の内訳

令和７年では「自転車盗」、「万引き」及び「非侵入窃盗その他」の３つの占める割合が大きく、令和３年と比較した場合もこの傾向に変化は見られませんが、「万引き」及び「非侵入窃盗その他」の割合が減少し、「自転車盗」の割合が増加しています。



	侵入窃盗		非侵入窃盗			乗り物盗	
	空き巣	その他	車上ねらい	万引き	その他	自転車盗	その他
R3～R7 平均	4.2 件 (3.6%)	13.0 件 (11.0%)	5.6 件 (4.8%)	22.2 件 (19.0%)	36.6 件 (31.3%)	33.2 件 (28.4%)	2.2 件 (1.9%)
R3 年	6 件 (7.0%)	8 件 (9.4%)	6 件 (7.0%)	24 件 (30.0%)	22 件 (26.3%)	14 件 (16.8%)	3 件 (3.5%)
R4 年	3 件 (2.9%)	13 件 (13.2%)	3 件 (2.9%)	20 件 (21.0%)	40 件 (42.1%)	13 件 (16.0%)	2 件 (1.9%)
R5 年	3 件 (2.0%)	15 件 (10.3%)	9 件 (6.2%)	19 件 (13.0%)	61 件 (41.8%)	37 件 (25.5%)	2 件 (1.4%)
R6 年	4 件 (3.4%)	17 件 (15.5%)	3 件 (2.7%)	17 件 (15.5%)	31 件 (28.2%)	36 件 (32.7%)	2 件 (1.8%)
R7 年	5 件 (3.7%)	7 件 (5.0%)	7 件 (5.0%)	31 件 (20.4%)	29 件 (20.0%)	66 件 (44.4%)	2 件 (1.8%)

３．第２次計画における課題

本市における犯罪認知件数は多少増減しつつも、全体的には減少傾向にあります。しかし、「窃盗犯罪」が多数を占めている状況に変わりはありません。高齢化の進展と同時に、高齢者のみの世帯を狙った窃盗事件も多くあります。また、架空請求をはじめとする特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺、悪質商法などの被害増加が懸念されている状況にあります。

また、地域における安全・安心を見守る目の減少や各団体における担い手不足、増加する外国人との共生など新たな課題も生じています。

近年、安全・安心に対する意識は高まりを見せており、地域、事業者、警察、行政などの各主体はそれぞれの取組を強化していますが、上記課題の解消や第３次計画の基本理念である「犯罪が起こりにくいまちづくり」を推進するためには、各主体が行っている取組の充実・強化はもちろんのこと、これらの取組を連携させ、より効果的なものとすることが重要です。

第３章：第３次塩竈市地域安全まちづくり基本計画

１．目標

	刑法犯認知件数
令和３年	151
令和４年	175
令和５年	223
令和６年	179
令和７年	202
５年間平均	186

⇨

目標
（令和８年～令和 13 年）
刑法犯認知件数 175 件以下継続

※第 2 次計画目標 200 件以下

第２次塩竈市地域安全まちづくり基本計画においては、刑法犯認知件数 200 件以下の継続を目標と定め、計画期間の５年間のうち、３年は目標を達成することができました。

第３次計画（計画期間：令和９年度～令和 13 年度）においては、令和３年～令和７年における５年間の刑法犯認知件数の平均である 186 件を基準として、概ね５％の減少を目標とし、刑法犯認知件数の 175 件以下を継続することを目標とします。

２．基本方針

第３次計画を総合的かつ計画的に推進するため、「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」の３つを基本方針とします。

（1）意識づくり

「意識づくり」とは、「自らの安全は自らで守る」という一人ひとりの防犯意識を高揚させるための取組です。

本市では、「窃盗犯罪」が刑法犯認知件数の多数を占めているなど、市民生活に身近なところで犯罪が発生しています。

また、日常生活を脅かす「特殊詐欺」は、社会情勢の変化などに応じて手口を巧妙化・多様化させています。

「犯罪が起こりにくいまちづくり」を推進するためには、一人ひとりが「自らの安全は自らで守る」という意識を持ち、防犯活動に取り組むことが必要です。

（2）地域づくり

「地域づくり」とは、地域に対する愛着や連帯感を醸成するための取組です。

犯罪の発生を防止するためには、市民生活に身近な地域コミュニティが中心となり、お互いに力をあわせ、支えあいながら防犯対策を講じていくことが必要です。

また、事業者、警察、行政などの各主体と連携し、より効果的な取組とすることが重要です。

（3）環境づくり

「環境づくり」とは、「犯罪に遭わない、起こさせない」環境を整えるための取組です。

犯罪の発生を防止するためには、ソフト事業による対策は勿論のこと、犯罪が発生しやすい場所を「犯罪が発生しにくい場所」にすることが必要です。

各主体が地域の実情を共有し、通勤・通学路や公園など、犯罪が発生しやすい場所の防犯性を向上させることが重要です。

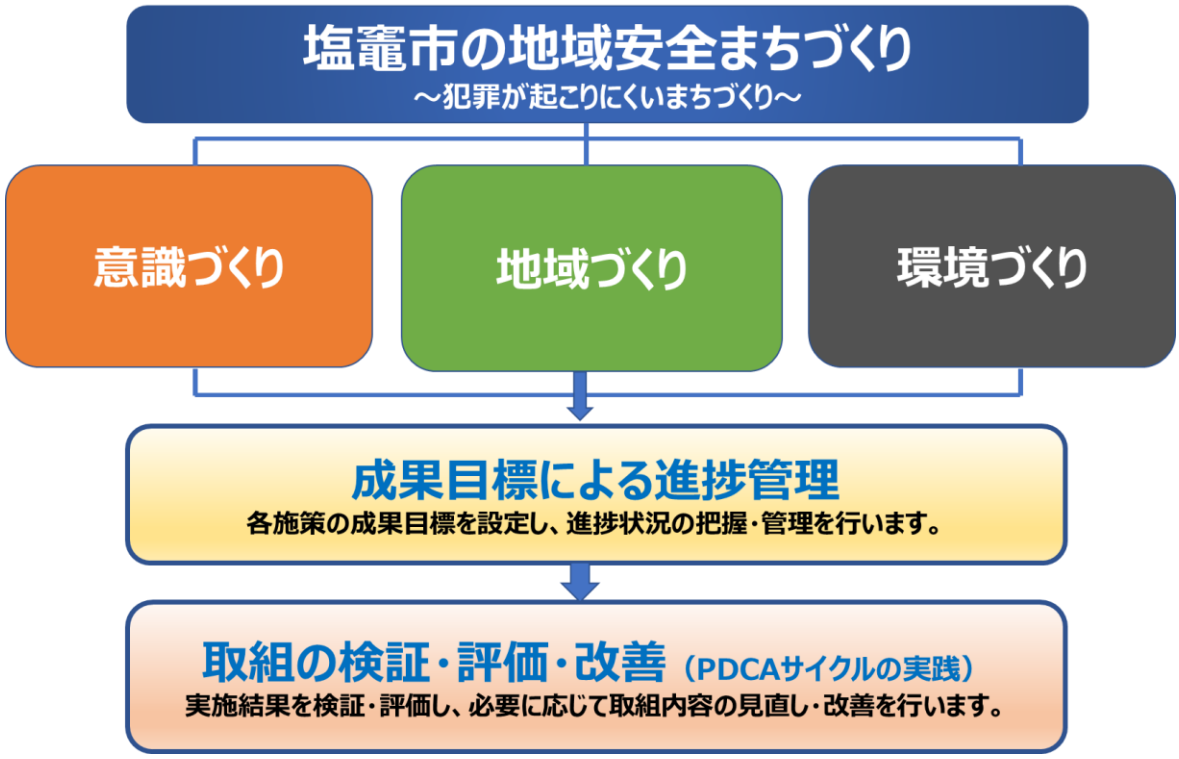
3.進行管理

本計画を着実に推進するために、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）といった PDCA サイクルによる進行管理を行います。

また、本計画の目標を達成する原動力として、成果指標や目標値を設定し、進捗管理を行います。

さらに、本計画の実行や達成状況について、有識者などによる評価・検証の機会を定期的に設けることで、施策の改善や次期計画の策定につなげていきます。

【計画推進のイメージ】



第４章：具体的な施策

１．それぞれの役割

（1）市

市は、「犯罪が起こりにくいまちづくり」を推進するため、市民、事業者、土地建物所有者等と協働・連携し、具体的な施策の推進に取り組みます。

（2）市民

市民は、お互いに力をあわせ、支えあいながら連携を深め、一人ひとりの防犯意識の高揚に取り組みます。

（3）事業者

事業者は、事業活動を行うにあたり、「犯罪が起こりにくいまちづくり」を推進するために必要な措置の実施に取り組みます。

（4）土地・建物所有者等

空き地や空き家を犯罪の温床としないためにも、土地・建物所有者等は、所有又は管理する土地若しくは建物の適正な管理に取り組みます。

２．具体的な施策

（1）意識づくり（防犯意識を高揚させるための施策）

主要施策	施策の方向性・具体的な施策	役割			
		市	民	事	土
防犯意識の普及啓発	①防犯協会・町内会などへの支援	－	－	－	－
	・防犯協会が行う防犯活動に対する助成	○			
	・防犯協会との連携による防犯キャンペーンなどの実施	○			
	・防犯講座などの開催	○			
	②広報活動の推進	－	－	－	－
	・広報紙やホームページへの掲載などによる防犯意識の普及啓発	○			
	・リーフレットの作成・配布などによる防犯意識の普及啓発	○			
	③安全教育の推進	－	－	－	－
	・商業施設、商店街のパトロールや声かけ	○	○	○	
	・薬物の乱用防止や特殊詐欺に加担させないための道徳教育	○			
	④従業員教育の推進	－	－	－	－
	・従業員も地域の一員であることを踏まえた防犯教育			○	
	・防犯訓練の実施			○	

主要施策	施策の方向性・具体的な施策	役割			
		市	民	事	土
情報の共有	① 情報の収集・提供	－	－	－	－
	・関係機関との連絡体制の整備	○			
	・犯罪に関する情報の共有	○	○	○	
	②現代的な犯罪への対応	－	－	－	－
	・特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺、悪質商法及び闇バイトの手口や対処方法に関する情報の提供	○			
	・スマートフォンの普及や AI の浸透に伴うインターネット・スマートフォンの安全な利用に関する情報の提供・情報モラルの向上の推進	○			
	・クレジットカード、電子マネー等によるキャッシュレス決済を悪用した不正利用犯罪やフィッシングによる不正送金被害、AI を利用した犯罪など、情報化社会の進展に伴う新たな犯罪被害の防止のための関係機関との情報共有・被害予防の啓発	○			

※市…塩竈市、民…市民、事…事業者、土…土地・建物所有者等

(2) 地域づくり（地域コミュニティを中心とした防犯対策を推進するための施策）

主要施策	施策の方向性・具体的な施策	役割			
		市	民	事	土
防犯・安全活動の活性化	①パトロールの実施	－	－	－	－
	・防犯協会による市内パトロールの実施	○			
	②自転車盗難防止活動の実施	－	－	－	－
	・ツーロック（二重施錠）の奨励	○			
	・駐輪場パトロールの実施	○	○	○	
	③地域における防犯活動の実施	－	－	－	－
	・一軒一灯運動の推進	○			
	・周辺の安全点検	○			
	・施錠の徹底	○			
	・防犯講座などへの参加	○			
	④あいさつ運動の実施	－	－	－	－
	・あいさつを契機とする連帯感の醸成		○		
女性・子どもを犯罪から守る取組の推進	①女性が相談しやすい環境の整備	－	－	－	－
	・関係機関との連携による相談体制の充実	○			
	②子どもの健やかな成長の推進	－	－	－	－

主要施策	施策の方向性・具体的な施策	役割			
		市	民	事	土
	・新入学児童へのリーフレット配布などによる防犯意識の普及啓発	○			
	・住民が日常生活を送りながら、防犯の視点を持って子どもを見守る「ながら見守り活動」や事業者等が行う防犯 CSR 活動の普及啓発・取組の促進	○	○	○	
高齢者、障がい者、外国人等が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	①支援ネットワークの構築	－	－	－	－
	・福祉・年金、金融機関など関係団体で構成する高齢者、障がい者、外国人等を犯罪被害から守る支援ネットワークの構築	○	○	○	
	②特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺、悪質商法、闇バイト等の被害防止対策の普及啓発	○			
	・市広報やチラシの配布などによる特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺、悪質商法及び闇バイトの手口や対処方法に関する情報の提供	○	○	○	
	・金融機関職員などによる特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺、悪質商法及び闇バイトにおける被害が疑われる高齢者、障がい者、外国人等への声かけ		○	○	
	・やさしい日本語をはじめとする多言語による防犯情報の発信	○			
犯罪被害者等支援の総合的な推進	①犯罪被害者やその家族等が相談しやすい環境の整備	－	－	－	－
	・関係機関との連携による相談体制の充実	○			
	・犯罪被害者等支援金の支給	○			

※市…塩竈市、民…市民、事…事業者、土…土地・建物所有者等

(3) 環境づくり（「犯罪に遭わない、起こさせない」環境を整えるための施策）

主要施策	施策の方向性・具体的な施策	役割			
		市	民	事	土
犯罪の防止に配慮した住環境の整備	①空き地や空き家を犯罪の温床としないための取組の実施	－	－	－	－
	・施錠や柵の設置による不審者の侵入防止				○
	・定期的な除草による監視性の確保				○
	・老朽化に伴う倒壊事故などの防止				○
	・放火による出火や延焼拡大などの防止				○
	・空き地や空き家の利活用の推進	○			
	②防犯灯の設置	－	－	－	－
	・町内会などによる設置の推進		○		
	・町内会などが設置するＬＥＤ防犯灯に対する助成	○			

主要施策	施策の方向性・具体的な施策	役割			
		市	民	事	土
	③防犯カメラの活用	－	－	－	－
	・犯罪の発生抑止につながる設置	○	○	○	
	・個人情報やプライバシー保護に配慮した設置・運用	○	○	○	
	・町内会などが設置する防犯カメラに対する助成や適切かつ効果的な設置・運用の支援	○			
	④犯罪の防止に配慮した駐輪場の整備	－	－	－	－
	・盗難に遭いにくい施設整備の推進	○		○	
	⑤狭隘な道路の整備	○			○
	⑥開発行為に伴う安全・安心の確保	－	－	－	－
	・防犯灯の設置や交通安全対策に関する助言	○			
	・防犯灯の設置に関する協議		○	○	
	・見通しが悪い箇所へのカーブミラーの設置など	○		○	
児童生徒の安全の確保	①学校における安全の確保	－	－	－	－
	・防犯カメラなど防犯機器の設置・点検	○			
	②通学路における安全の確保	－	－	－	－
	・通学路の安全点検	○			
	・不審者に関する情報の共有	○	○		
	・子ども 110 番の家の拡充	○	○	○	
	・スクールガードリーダー、子ども安全サポーター制度の拡充	○			
	③児童生徒を守るための安全教育の推進	－	－	－	－
	・危機管理マニュアルの作成	○			
	・不審者の侵入などを想定した教職員向け防犯研修などの開催	○			
	・児童生徒向け防犯講座などの開催	○			
犯罪の防止に配慮した事業所の整備	①防犯カメラなど防犯機器の設置・点検			○	
観光旅行客の安全の確保	①ホームページやチラシ、観光案内所での情報の提供	○		○	

※市…塩竈市、民…市民、事…事業者、土…土地・建物所有者等

３．成果指標

No.	指標名	基準値 （令和７年度）	目標値 （令和13年度）
1	青色回転灯装備車による巡回及び広報活動回数	年 62 回	年 62 回の 維持
2	防犯行政無線を活用した特殊詐欺予兆電話等の 注意喚起件数	年 40 件	年 40 件の 維持
3	自転車盗難を防止するための駐輪場のパトロール回数	年 52 回	年 60 回
4	各駅の駐輪場に設置した防犯カメラの設置台数	12 台	12 台の維持
5	町内会等が実施する防犯灯の LED 防犯灯数と LED 化率	LED 防犯灯 4,737 灯 LED 化率 92.6%	LED 防犯灯 4,800 灯以上 LED 化率 95.0%以上
6	防犯カメラ設置事業における新規設置または 既設カメラの高性能化への更新台数	年 1 箇所	年 1 箇所 以上
7	学校への防犯カメラ設置台数	50 台	50 台の維持
8	子供安全サポーターの人数	115 人	115 人の維持
9	子供 110 番の家の登録件数	168 件	168 件の維持